

## 7-1 経済的権利の概要 <標準編>

### 過密化と 過疎化

日本国憲法が居住・移転の自由を定めていることで、国民は自由に自らの住所を定めることができるようになってきている。しかし宗教上の差別などによって望む土地に住むことを拒否されている事例があることは既に述べた。

都市の過密化と農山漁村の過疎化も、居住・移転の自由と無関係ではない。居住・移転の自由があっても、住宅価格の高騰などのために過密化した都市に住むことは次第に困難になりつつある。他方で、過疎化で鉄道や航空路が廃止されたあとの農山漁村に住むこともまた困難になりつつある。国民が自ら望む土地に住めるようにするためには、過密化と過疎化の問題を解決する必要がある。【①】

①過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落は**限界集落**と呼ばれている。

### 旅券とビザ

外国に旅行したり、日本国籍を保持したまま外国に移住する場合には**旅券**(パスポート)が必要になるが、旅券は日本国民たる身分の証明書であると同時に、これをもって旅行する国民の保護を外国政府に対して要請する文書でもある。

外国に入国するためには、ほんらい相手国政府の許可が必要であり、その許可を**ビザ**という。外国を訪問する際には、空港や港の検問所で、あるいは国境線をまたぐ道路上や列車内で、出入国管理官から旅券とビザの点検を受けることになるが、現在では多くの国家間で、観光目的で一定期間内に出国する予定があればビザがなくても入国を認める事例が増えている。

観光ビザで入国したにもかかわらず就労した外国人は、**不法滞在**となり強制的に出国させられる場合がある。

### 国籍と帰化

日本国憲法は、「日本国民たる要件は法律でこれを定める」(10条)と規定しており、これに基づいて**国籍法**という法律が定められている。国籍法は、少なくとも父母のどちらか一方が日本国籍を持つ場合には、出生地にかかわらず、その子に日本国籍を付与することを定めている(血統主義)【②】。

父母の一方が外国人である場合には、子は父母の出身国双方の国籍をもつことがありうる。このような二重国籍は違法ではないが、日本の国籍法は、このような場合に子は22歳になる前に日本国籍だけにするかどうか選択するよう求めている(外国籍を選択したときは日本国籍を失う)。

②これに対して日本国内で出生した場合にはすべて日本国籍を認める、という方法もありうる(出生地主義)。

外国人女性が婚姻届をしていない日本人男性の子を出産した場合、その子と日本人男性との間には法律上の父子関係が成立しない【③】ため、子

③実の母親との母子関係は、出産の事実によって当然に認められる。

が日本国籍を取得するためには、父となるべき日本人男性が子を認知しなければならない。また日本人女性が既に子をもつ外国人男性と結婚した場合も、その子と日本人女性との間には法律上の母子関係が成立しないため、子が日本国籍を取得するためには、母となるべき日本人女性が子を認知しなければならない。【④】

なお父母ともに日本国籍をもたない外国人が一定の要件を満たす場合に日本国籍を取得することを**帰化**という。スポーツ選手や芸能人が帰化するケース、日本人と結婚した外国人が帰化するケースなどがあり、最近では“日本民族ではない日本人”が少しずつ増えている。

### 職業選択に 対する規制

職業選択の自由はあっても、公共の福祉のために、定められた学業を修め資格を取得しなければならない職業がある。医師や看護師、弁護士や建築士などがその典型で、それぞれ医師国家試験や看護師国家試験、司法試験や建築士試験に合格しなければならない。

また営業（開業）をするためには行政機関の許可や認可が必要な場合もある。例えば飲食店や古物店などを開設し営業するような場合がこれにあたる。ただし、かつて薬局の開設に隣接する薬局との間に一定の距離をおく制限があったことについて、最高裁判所はこの距離制限を違憲とした事例がある。【⑤】

ところで、医師は自由に診療科目を標榜して開業することができるが、このことが地方の病院に勤務する医師の減少を招き、いっぽうで都市部における開業医の過当競争を招いているとの指摘があり、他の先進国にならって日本でも、医師の開業について、開業できる医師の資格、開業できる地域、診療科目の標榜などに対して一定の制限を設けるべきではないかという議論が始まっている。

### 国際化する 現代社会

いま日本には多くの外国人が観光に訪れる。また日本で就労したり、日本人と結婚して子供が生まれるケースも増えている。日本法人を設立して事業展開する外国企業も多い。人・物・金・情報が国境を飛び越えて行き交うようになった現代社会の流れを止めることはできない。日本社会は今どんどん国際化しているのである。

しかし日本人や日本政府は、その国際化にどこまで対応できているだろうか。外国人にも基本的人権があることを忘れてはいけない。日本の伝統文化も大切にしながら、同時に**自民族中心主義**（**エスノセントリズム**）に陥ることなく、外国人との共存共栄が図られなければならない。

④2008年までの国籍法は、出生後の父または母の認知のみによる国籍取得を認めず、父または母の認知に加えて父母の婚姻を要件としていた（準正による国籍取得）。そのため父母が婚姻できない事情にある場合は、子の出生前に父が胎児認知をして予め父子関係を作っておく必要があった。しかし胎児認知の制度はよく知られておらず、出生後に日本国籍を取得できないことがわかって問題となるケースが多かった。

この問題について最高裁判所は2008年に「婚姻を要件とするは法の下での平等に反し違憲」と判断し、直ちに法律が改正された結果、2009年から出生後の認知でも国籍が取得できるようになった。なおこの改正をめぐっては、保守派から偽装認知の危険を指摘する声が出された。

⑤なお2009年6月から風邪薬や胃腸薬など医薬品のインターネットでの通信販売が規制されることになり、その是非が議論になっている。